

A 事件の難易度

ア 事案・争点の複雑性:事実関係や事実経過が複雑か、訴訟における法的な争点が複雑か

考慮すべき事項

- ・法的論点の数
- ・事実経過の複雑性
 - 主張・立証が必要な事実経過の長短、関係者の多寡など
 - 主たる事実関係に争いがあるか。
 - 先行事案の有無
- ・政治的・社会的影响

増要素

1 法的争点が複数ある。

争点は処分の適法性、執行停止により公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれの有無、重大な損害を避けるため緊急の必要性の有無であり、争点が複数ある。

法的な争点は補助金の不交付決定の処分性、当該不交付決定の適法性など多岐にわたる。

原告に確認の利益が認められるか、民泊提供行為が旅館業法上の旅館業に該当するかが争点である。

主たる争点は、原告車両の財産的評価及び営業損害の有無及び内容である

争点は、配置転換処分当時、原告が業務を行うことが可能であったか、分限免職処分当時、本市において原告が行うことが可能な業務が存在したか否かである。

原告適格の有無、納骨堂の経営許可に係る審査基準の適法性及び許可処分が審査基準を満たすかどうかである。

争点は、本件保護工における施工上の瑕疵について不法行為が成立するか、不法行為が成立する場合における損害額である。

職場の上司が原告に対して腕を引っ張る等の行為が不法行為と評価されるか、原告がパワーハラスメントを受けたかどうか。

労使間条例の合憲性・適法性、不許可処分の適法性、先行処分の控訴審の判決を前提として本件不許可処分を行ったことについて、教育長や学校長、教育委員会事務局の担当課長等の過失の有無が争点である。

当該各争点について本市の適法性を主張するためには、労使間条例の制定にまつわる経過や先行訴訟の控訴審の判決を踏まえた検討経過等を整理する必要があった。

本件契約の締結に関し錯誤無効が認められる事情が存するか、本件契約に基づく委託業務の履行の継続を前提として、その履行利益の賠償請求が認められるか。

本市が財団法人の職員を指導する立場にあったか否か及び消滅時効の成否に限定される。

高規格道路及び公園施設の整備という事情が建物の退去及び土地の明渡しを求める必要性・緊急性として認められるかが争点である。

土地の越境を理由とする損害賠償事案であり、損害の有無、本市の過失の有無、本市の時効取得の援用権の喪失の有無が争点である。

	整理が必要な事項としては、介護給付の仕組みや手続の流れや実態、本市が行った不正請求の認定の手法、国の中止改正の内容、当該制度改正を受けて本市が行った手続きなど多岐に及ぶ。
1-2	技術的又は専門的事項に係るものである、法的な論点が複数含まれるなど争点が複雑である。
	高架橋の耐震補強工事を行う必要性を争点とする専門的かつ技術的事案である。
	第二審において新たな争点が提示された。
	災害廃棄物の処理方法の安全性を争点とした事案である。
	今宮シェルター、萩ノ茶屋シェルターに係る建物リース料相当額の支出の適法性が争点である。
	本市が行った通告が労働組合に対する支配介入に当らないことである。
1-3	争点・論点が関連しており、争点全体として整合性のある主張を行う必要がある。
	本市における病気休職等の取り扱いを踏まえて主張する必要がある。
1-4	争点となっていない本市の他制度等と整合性のある主張を行う必要がある。
	本市における病気休職等の取り扱いを踏まえて主張する必要がある。
1-5	複数の処分についてそれぞれの適法性を主張する必要がある。
	3件の処分ごとに経過や判断、処分理由が異なり、それぞれを整理する必要がある。
	争点は、賦課処分時において土地・家屋補充台帳に本件各建物の「所有者」として登録されていたのが訴外会社であったか、遡及して各賦課処分を行うことの適法性である。
	平成25年度から平成27年度分までの各賦課処分時において課税台帳に所有者として登録されていたのは誰かが争点
	否認権行使の対象としている破産者の本市に対する支払が複数あり、それぞれ整理する必要がある。
2	紛争の当事者や関係者が複数であるなど事実が複雑である。
	土地と周辺土地の境界の位置が争点となる
	実地調査の手法、土地上の建物の現況、原告の届出義務の懈怠などを整理する必要がある。
	土地及び建物の事実・権利関係について過去にさかのぼって整理する必要がある。
	所管が3局に分かれており、3局との調整を要した。
	国の利害関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、国に対して実施を求ることにより、国との調整が必要になる。

	<p>処分の対象となったマンションの敷地のみならず、隣接する他の4区画との関係や当該マンション建設に係る開発行為を不要とした判断の経過等を整理する必要がある。</p>
	<p>保護者らによる原告への虐待の有無等を争点とするものであった。</p>
	<p>事案が長期間かつ多岐にわたることに加え、関係人も多数存在し、整理することが困難である。</p>
	<p>小1から小6までのいじめについて、本市が安全配慮義務を果たしていたのかが争点</p>
	<p>労使間条例の合憲性・適法性、不許可処分の適法性、先行処分の控訴審の判決を前提として本件不許可処分を行ったことについて、教育長や学校長、教育委員会事務局の担当課長等の過失の有無が争点である。【再掲】</p>
	<p>当該各争点について本市の適法性を主張するためには、労使間条例の制定にまつわる経過や先行訴訟の控訴審の判決を踏まえた検討経過等を整理する必要があった。</p>
2-2	<p>長期間にわたる事実経過又はかなりの時間が経過している事実について立証する必要がある。</p>
	<p>係争地の位置等を示す過去の図面等を整理する必要がある。</p>
	<p>詐取行為から10年以上経過しており、具体的な事実関係を明らかにすることが困難である。</p>
	<p>平成25年度分までさかのぼって賦課処分を行うことの適法性</p>
	<p>土地の70年以上前の履歴・利用状況を登記簿謄本、公図、土地台帳等から推察していく必要がある。</p>
	<p>課税標準の特例措置の開始時に特例措置を適用しないとした判断について、当該特例の内容や昭和48年当時の調査の方法等を整理する必要がある。</p>
	<p>土地及び建物の事実・権利関係について過去にさかのぼって整理する必要がある。</p>
	<p>分限処分に至るまでの事実関係を整理する必要がある。</p>
	<p>主たる争点は取得時効の成否である。(長期間にわたる事実経過が争点となる。)</p>
	<p>事案が長期間かつ多岐にわたることに加え、関係人も多数存在し、整理することが困難である。</p>
	<p>小1から小6までのいじめについて、本市が安全配慮義務を果たしていたのかが争点</p>
	<p>使用貸借が成立しているか否かについて争った事案である。</p>
	<p>原告の病気休職の期間が通算して3年を経過したと判断したことが不合理でないことを主張・立証する必要がある。</p>
	<p>土地の越境を理由とする損害賠償事案であり、損害の有無、本市の過失の有無、本市の時効取得の援用権の喪失の有無が争点である。</p>
2-3	<p>細かい時系列を整理する必要があるなど、上記以外の理由で事実関係が複雑している。</p>
	<p>不許可処分に至るまでの経緯が複雑であった。</p>

	原告の休職に係る経緯を整理したうえで主張する必要がある。
2-4	社会的影響や制度の歴史的経過など係争の背景についても主張する必要がある。
	政治的・社会的影響が大きい事件である。 政治的・社会的影響が大きい事件である。 当該各争点について本市の適法性を主張するためには、労使間条例の制定にまつわる経過や先行訴訟の控訴審の判決を踏まえた検討経過等を整理する必要があった。
3	執行停止、仮の義務付け、仮の差止めなどごく短期間で法的争点・事実関係を整理する必要がある。(⇒Bイ?)
	境界に係る紛争を解決するために本市から裁判所に対して調停に付すことを求めたうえで、原告と交渉することが想定され、本件にまつわる経過や本市及び原告双方が主張する工事方法の内容とを把握する必要がある。 仮差押命令申立に係る知識が必要である。
4	新たな論点があるため、より詳細に主張・立証する必要がある【控訴審・同種の先行事件がある場合】
	損害論について先行事件よりも詳細に主張・立証する必要がある。 訴訟に先立って行われた公法上の債権に係る支払督促の適法性が追加された。 控訴審における受任裁判官の示唆に対応するため主張を補充する必要があった。 各年度の事務室スペースの必要性を主張・立証するため、改めて本庁舎の使用状況とを整理する必要がある。 控訴審において、相手方が原審判決の事実認定を批判し、新たな主張を行っている。 園地の管理に瑕疵があったか否かが争点である。
5	敗訴事件(同種事案での敗訴を含む。)について、上訴審、本案の審理などにおいて、裁判所の判断を覆すためにこれまでの争点について主張を再構築するとともに、新たな争点についても主張・立証を行う必要がある。
	原審で敗訴した部分について、原審の判決を覆すため、原審の判決における不合理な点及びその理由を具体的に摘示し、整理する必要がある。 上告受理申し立てを行うにあたり、第2審判決の判示について不合理な点を分析しつつ、改めて組織共用文書の範囲についてのあるべき法的解釈を整理する必要がある。
6	本市独自の制度、条例に係る訴訟であるなど先例や参考例がない、または乏しいため、様々な争点を設定し、主張を構築する必要がある。
	争点は、本件調査が表現の自由等の基本的人権を侵害するものか否かという点である。 政務活動費の支出が適切か否かが争点
7	参考とすべき裁判例や逐条解説がない、または乏しい分野が争点となっているため、様々な争点を設定し、主張を構築する必要がある。

	本市が訴外生徒の遺族らに対して支払った損害金について、その5割に相当する金額を被告が負担することが妥当か否かを争点とするものである。
8	関連事案で本市の主張が認められず、確定したことなどにより、本市の従前の主張と相いれない主張をする必要がある。(⇒Aイ?)
	本市が訴外生徒の遺族らに対して支払った損害金について、その5割に相当する金額を被告が負担することが妥当か否かを争点とするものである。
9	その他

減要素

1	事実関係に争いがなく、法解釈のみが争点である、又は事実の存否のみが争いであるなど争点が限定的である。
	地方税法における非課税事由に関する条文の解釈が主な争点であり、争点が限定されている。
	係争地が本件土地内に存するか否かに限定される。
	代執行命令書通知処分の適法性に限定される。
	不当利得返還請求権が消滅時効にかかるかという点に争点が限定される。
	工事請負代金を負担すべき法的義務の存否に限定されている。
	主たる争点は都市整備局内規の同意基準に該当するか否かに限定される。
	敬老優待乗車証制度の合理性の有無に限定されている。
	本市の施設の入所者への管理監督責任に限定されている。
	争点は事故欠勤をした事実があるかという点に限定される。
	争点は不許可処分の適法性及び不許可処分後の原告の占有の適法性に限定されていた。
	争点は主として学校におけるクラブ活動中の安全配慮義務違反の有無に限定される。 ?
	扶養手当に係る扶養親族の減員の判断の適法性に限定される。
	生活保護の障害者加算が認められるか、児童扶養手当減額分相当の生活保護費が支給されるかに限定される。 ?
	道路の廃止ができるかどうかに限定された。
	争点は処分の適法性(特に、原告が稼働能力を活用していたかについての処分行政の判断の適法性)に限定される。
	争点は安全配慮義務違反と評価されるような事実があったか否かに限られる。
	主たる争点は本市の使用者責任の有無に限定される。
	争点は、相手方の行為が条例上の迷惑行為等に該当するかに限定される。
	本件土地の所有権に基づき建物収去土地明渡請求権を有していること、当該権利を保全する必要性があることを疎明する一般的な仮処分の案件である。
	争点は廃棄物の減量に伴う業務委託料の減額に係る合意があったか否かに限定される。

	<p>土地賃貸借契約における土地賃料及び建物賃貸借契約における建物賃料を同額とすることについて合意がなされたかという点に限定されている。</p>
	<p>主たる争点は、被告らに本件土地の通行権があるか否かという点に限られる。</p>
	<p>主たる争点は、土地及び市道の境界線の位置に限られる。</p>
	<p>本件処分を行ったことが国家賠償法上の違法な行為にあたるか否かに限定される。</p>
	<p>道路の廃止をしないことが裁量権の濫用にあたるかどうかに限定される。</p>
2 法的争点・事実関係が非常に単純である。	<p>事実関係が複雑ではない。</p>
3 相手方からは複数の争点が提示されているが、実質的に主張・立証すべき争点は限定されいる。	
4 原審、同種の先行事件等において事実関係及び法的争点が既に整理されている	<p>本件調査に係る事実経過等については、先行する同様の事件において概ね整理されている。</p> <p>先行して申し立てられた執行停止申立事件において事案・争点がすでに整理されている。</p> <p>事案の内容及び争点については既に1審の判決で整理されている。</p> <p>先行事件において既に事実関係や争点が整理されている。</p> <p>原審において事実関係及び争点の整理が行われている。</p> <p>前提となる事実経過や処分の根拠規定は先行する事件において既に整理されている。</p>
5 原審、同種の先行事件等において事実関係及び法的争点が既に整理されている	<p>先行して申し立てられた執行停止申立事件において事案・争点がすでに整理されている。</p> <p>先行して提起した事件と争点が共通している。</p> <p>第一審において事実関係及び争点の整理が行われている。</p> <p>事案の内容及び争点については既に1審の判決で整理されている。</p> <p>新たな争点については、第一審において整理されていた事実関係をもとに主張を構築できるものであった。</p> <p>争点は第一審において既に整理されている。</p>

	過年度の処分に係る先行事件において既に事実関係や争点が整理された事案である。
	関係する先行訴訟と同様の争点であり、既に整理されている。
	先行事件において既に事実関係や争点が整理されている。
	関連する訴訟と争点が共通している。
	原審において事実関係及び争点の整理が行われている。
	原告に対する嫌がらせ行為への大阪市への対応につき、使用者が果たすべき安全配慮義務違反が認められるかという点に限定されていた。
	前提となる事実経過や処分の根拠規定は先行する事件において既に整理されている。
6	先行する示談交渉、裁判手続等を同一代理人が受任しており、事実関係・争点の整理がなされている。
	先行して処理を依頼した調停事件において既に整理されている。
	本案訴訟提起後に申し立てられた訴訟の訴えの利益の消滅を防ぐための執行停止であり、事案の争点は当該訴訟において既に整理されている。
	訴訟提起前に執行文付与が拒絶されたことに対する異議申立を行っており、当該異議申立において事実関係は既に整理されている。
	申立に先立ち申し立てた不動産処分禁止・占有移転禁止仮処分命令申立事件において事実関係が整理されている。
	訴訟の提起前に審査請求がなされており、当該審査請求において既に事実関係は整理されている。
7	事故態様等の主たる事実関係について争いがなく、過失割合、損害額のみが争点である。【交通事故など一般的な基準のある事例】
	交通事故の態様等の事実関係に争いがない。
	元教員が原告に対して暴行を行ったこと及び原告が障害を負ったことは事実である。
8	相手方の主張が法令や本市の制度への不満が主訴であるなど法的主張になじまないため、本市が積極的に主張、立証すべき法的争点が存在しない。
	争点については相手方の主張に理由がないことが明らかである。
	慰謝料を求める調停事件であり、本市はそれに応じられない旨を主張するのみである。
	介護保険料の滞納を理由に本市が行った差押処分が違法であるかという点に限られる。
9	原告の主張が法的に整理されておらず、裁判で認められる見込みがないため、本市が積極的に主張、立証すべき法的争点が存在しない。
	原告の主張に法的な根拠がないことは明らか。

	原告の請求に合理性がないことが明らか。
	原告の請求に合理性がないことが明らか。
	原告の主張に理由がないことは明らか
10	相手方が有効な主張、立証を行わなかつたため、法的争点について、本市が積極的に主張、立証する必要がなかつた。
	被告が出頭せず、短期間で終了した。
	訴えの取下げ擬制により早期に訴訟が終了した。
	本市の行為が違法であることについて、具体的な主張・立証を行っていない。
	和解により早期に終結した。
	原告への虐待の有無に関する主張を本市が具体的に行う前に原告により取下げがなされた。
	調停期日は1回で終了し、複雑な事案ではなかつた。
11	訴え提起前の和解申立事件であり、事案・争点に争いがない。
12	本市ではなく、専ら相被告、補助参加人等において主張・立証する事案である。
	国において整理された内容に沿つた主張・立証をすることが見込まれる
13	その他
	Aウヘ
	本件処分が適法であることは、生活保護法や同法に係る処理基準に照らせば明らかである。
	争点は、本件土地とその周辺土地の境界の位置であるが、本件土地と本市道路が接しないことは明らか。
	争点は目的外使用許可を延長できるかであるが、募集要項において使用許可の期限は明記されており、延長できないことは明らかである。

イ 法的な争点の難易度・訴訟における法的な争点に関し、本市の主張を構成することの困難度

考慮すべき事項

- ・本市の主張が認められる見込みがどの程度あるか。（証拠の状況なども踏まえる？）
- ・類似事例において参考とすべき判例等が蓄積されているか
- ・主張の根拠となる法令等の定めがあるか。
- ・依拠すべき国の通知・通達などがあるか。
- ・敗訴的事件において、本市有利な形で和解をまとめることができるか。

増要素

1 複雑な事実関係を整理し、本市にとって有利となるように全体を整理し、事実関係のあてはめなどについて説得的な主張を構築する必要がある。

当該整備を早急に行わなくてはならない事情を具体的に主張・立証する必要がある。

重大な損害を避けるため緊急の必要性の有無については、申立人の事業の性質に照らして主張・立証する必要がある。

高架橋の耐震補強工事を行う必要性や道路占用許可の法的性質など争点が多岐にわたる。

各支出について個別具体的に政務活動費の目的に合致しているかを評価する必要がある

処分の適法性、執行停止により公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれの有無については、本市が不正の事実を認定した経過や介護保険法の趣旨を整理して主張・立証する必要がある。

処分が適法であることを明らかにするには、各処分における事実経過や判断経過を整理した上で、処分の軽重の判断につき、介護保険法等の趣旨に照らして裁量の逸脱、濫用がないことを主張立証しなければならない。

高規格堤防及び公園施設の整備の内容を具体的に主張・立証する必要がある。

経緯の整理に労力を要した

原告適格等の訴訟要件のほか、建築主事の開発許可要否に係る実質的判断権限の有無及び開発区域の設定や開発許可不要判断に係る裁量逸脱・濫用の有無である。

免職処分に裁量権の逸脱濫用があったかどうかである。

係争地が本件土地内に存しないことを明らかにするには、大正・昭和時代の図面等から本市にとって有利な情報を整理し主張を構築する必要がある。（⇒Bイ？）

事実経過、処分理由が異なる複数の処分について事実に基づき詳細に適法性を主張する必要がある。

2 事実関係や証拠が本市にとって有利なものと不利なものが混在するため、本市にとって有利となるように全体を整理し、事実関係のあてはめなどについて説得的な主張を構築する必要がある。（Aウ？Bア？）

限られた証拠で主張する必要がある。（⇒Aウ？）

係争地が本件土地内に存しないことを明らかにするには、大正・昭和時代の図面等から本市にとって有利な情報を整理し主張を構築する必要がある。（⇒Bイ？）

3 複数の法的な争点や論点について、本市にとって有利となるように全体を整理し、整合性のある主張を構築する必要がある。（Aウ？Bア？）

	<p>処分の適法性、執行停止により公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれの有無については、本市が不正の事実を認定した経過や介護保険法の趣旨を整理して主張・立証する必要がある。</p>
	<p>処分が適法であることを明らかにするには、各処分における事実経過や判断経過を整理した上で、処分の軽重の判断につき、介護保険法等の趣旨に照らして裁量の逸脱、濫用がないことを主張立証しなければならない。【再掲】</p>
	<p>法的な争点は補助金の不交付決定の处分性、当該不交付決定の適法性など多岐にわたる。</p>
	<p>法的な争点が处分性の有無や決定の適法性など多岐にわたる</p>
	<p>高架橋の耐震補強工事を行う必要性や道路占用許可の法的性質など争点が多岐にわたる。</p>
	<p>特別顧問らの附属機関性、アンケート調査の適法性など争点が多岐にわたる</p>
	<p>補助金決定の处分性、不交付決定の適法性など多岐にわたる。</p>
	<p>原告適格等の訴訟要件のほか、建築主事の開発許可要否に係る実質的判断権限の有無及び開発区域の設定や開発許可不要判断に係る裁量逸脱・濫用の有無である。</p>
	<p>道路廃止を行うために、隣接する土地の借地権者の同意を必要としていることについて道路法の解釈から主張する必要がある。</p>
	<p>法的な争点は、本件高架橋の耐震補強工事行う必要性、道路占用許可の法的性質など多岐にわたる。</p>
4	<p>法的争点や事実関係が非常に複雑であるとともに、相互に関連しており、上記3点に加え、全体として整合性のある主張を構築する必要がある。</p>
	<p>原告適格等の訴訟要件のほか、建築主事の開発許可要否に係る実質的判断権限の有無及び開発区域の設定や開発許可不要判断に係る裁量逸脱・濫用の有無である。</p>
5	<p>敗訴事件(同種事案での敗訴を含む。)について、上訴審、本案の審理などにおいて、裁判所の判断を覆す必要がある。</p>
	<p>執行停止の判断を本訴事件において覆す必要がある。</p>
	<p>第1審の認定判断を覆す主張が必要である</p>
	<p>地裁による執行停止の決定における判断を覆すような主張・立証が必要である。</p>
	<p>第一審の裁判所の認定を覆す必要がある。</p>
	<p>高裁判決における国家賠償法上の各争点について、上告理由及び上告受理理由に即してその不当性を主張する必要がある。</p>
	<p>施工上の瑕疵について不法行為責任が認められないとする第一審判決の不当性を主張する必要がある。</p>
	<p>原審で敗訴した部分について、原審の判決を覆すため、原審の判決における不合理な点及びその理由を具体的に適示し、整理する必要がある。</p>
	<p>第2審の判決の認定判断を覆し、本件請求文書が組織共用文書にあたらないというような結論に導くたような主張、立証が必要である。</p>
	<p>本市が行った通告が労働組合に対する支配介入に当らないことである。</p>
	<p>原審の判断を覆すために、原審の判決における不合理な点及びその理由を具体的に適示し、整理する必要がある。</p>

	先行訴訟において、施設使用の不許可処分が違法であると判示されている
6	新たな論点や事実関係について、先行事件との整合性に留意しつつ、主張・立証する必要がある【控訴審・同種の先行事件がある場合】 相手方の事業によって土壤汚染が発生したこと等について先行事件よりも詳細に主張する必要がある。 第二審において新たな争点が提示された。 新たに教育委員会等の過失の有無が問題となる可能性があった。
7	本市独自の制度、条例に係る訴訟であるため、独自に主張を構築する必要がある。 本市独自の条例に係る訴訟であり先例がない。 同種事案で先例がない。
8	参考とすべき裁判例や逐条解説がない、又は乏しい分野である。 法令等の規定がないなかで、国に対して費用負担を求める。 争点については、判例や逐条解説等の文献において明確に考え方が示されていない部分がある。 法解釈について判例及び逐条解説等の文献においても議論が十分につくされていない分野である 先行事例がないなかで法的な主張を構成する必要がある。 公法上の債権に係る支払申立の可否に関する文献等があまりない。 争点について先行する判例がない。 開発区域の設定や開発許可不要判断に係る裁量逸脱・濫用の有無については、先行した判例がない。 複数の争点について、墓地埋葬法等の特殊な法令の解釈を基に主張する必要がある。 被告に対し契約締結の承諾の意思表示を求める訴えであり、同種の請求に係る裁判例が少ない。
9	参考とすべき裁判例、逐条解説などはあるが、必ずしも本市に有利なものではない。 裁判例が本市の主張を肯定するものと否定するものに分かれている。 類似の裁判例は複数あるが、具体的事実関係は主張の内容により判断が異なる。 建築主事の開発許可要否に係る実質的判断権限の有無については、裁判例が分かれ、確立した判例がない。 参考例となる裁判例と比較しながら事案の経過を詳細に主張する必要があることから3点

10	事実関係や証拠からは相手方の主張が採用される可能性が高く、説得的な主張の構築が困難である。	
	書類等の状況からは、使用貸借が成立している可能性が高い。 第三者委員会においていじめに係る本市の責任が一定認められている。	
11	争点に関する直接的な資料がないため、制度趣旨などの周辺事情から説得的な主張を構築する必要がある。	
	概算契約であり、発生予定数量が上下することが当然予定されていることを明らかにする必要がある。 本市の主張を裏付ける資料が存在しない(⇒Aウ?)	
12	専門的・技術的判断が必要な事案であり、鑑定結果、意見書、参考人の見解などで裁判所の認定に影響を与える可能性が高く、裁判結果の予測が困難である。	
	災害廃棄物の処理方法の安全性を争点とした事案である。 科学的な根拠をもとに主張する必要がある(⇒Bア?) 医学的機序について主張・立証を行う必要がある。(⇒Bア?)	
13	その他	

減要素

1 同種の先行事件、原審などで本市の主張が認められている。

類似事案について本市勝訴の事例がある。

債権管理に係る一般的な知識で対応できる。

同一当事者の訴訟等が先行している。

相手方の請求が原審と変わらず、争点も原審と同様であった。

既に別訴で整理されている。

代執行令書通知処分の適法性については先行事件ですでに整理されている。

敬老優待乗車証制度の合理性の有無に限定されている。

先行して提起した事件と争点が共通している。

既に一审判決において整理されている。

先行して処理を依頼した調停事件において既に整理されている。

第一審において既に整理されている。

既に一审判決において整理されている。

先行事件において既に法的争点の整理がなされている。

関係する先行訴訟と同様の争点であり、既に整理されている。

控訴審において控訴人の請求は原審と変わらず、争点は原審と同様である。

関連する訴訟と争点が共通している。

争点について、先行事件で既に整理が行われている。

控訴審においても控訴人の請求は原審と変わらなかった。

先行する否認決定に対する異議請求事件と共通する

控訴審において新たな法的争点がなかった。

2 争点、事実関係が単純であり、本市に不利な事情も認められず、本市の主張が認められる可能性が高い。

原告の主張に理由がないことが明らかである。
債権管理に係る一般的な知識で対応できる。
一般的な法解釈から十分に主張できる
争点については相手方の主張に理由がないことが明らかである。
不当利得返還請求権の消滅時効の問題に限られている。
争点は事実の有無に限定される。
経緯に照らせば不許可処分であることは十分に主張することができた。
扶養手当に係る扶養親族の減員の判断が適法であったことは条例・規則に照らせば明らか
生活保護の障害者加算が認められないと、児童扶養手当減額分相当の生活保護費が支給されないことは法令及び国の通知から明らかである。
事実関係が整理されれば、配置転換処分及び分限免職処分が適法に行われたことは容易に主張することができた。
道路の廃止を行うためには、隣接土地の借地権者である相手方の同意を必要としていることは協議の経過から明らか。
本件処分が適法であることは、生活保護法や同法に係る処理基準に照らせば明らかである。
争点は重大な損害の有無に限られている。【執行停止】
争点は、本件土地とその周辺土地の境界の位置であるが、本件土地と本市道路が接しないことは明らか。
争点は安全配慮義務違反と評価されるような事実があったか否かに限られる。
主たる争点は本市の使用者責任の有無に限定される。
相手方の行為が条例上の迷惑行為等に該当することは明白である。
保全の必要性があることは明らかである。
契約書の解釈に限られている。
原告の主張に理由がないことは明らか
争点が限定的であるとともに、職場の上司の行為が明らかである。【パワハラ】
募集要項より使用許可を延長できないことは明らかである。
争点が限定的である。

	<p>土地賃貸借契約における土地賃料及び建物賃貸借契約における建物賃料を同額とすることについて合意がなされたかという点に限定されている。</p>
	<p>主たる争点は、被告らに本件土地の通行権があるか否かという点に限られる。</p>
	<p>原告の請求に合理性がないことが明らか。</p>
	<p>安全配慮義務違反が認められるかが問題となり、争点は限定されていた。</p>
	<p>原告が主張する境界線と本市が主張する境界線はおおむね一致しており、争いとなる点は少ない。</p>
	<p>事実関係が複雑ではない。</p>
	<p>法的な争点は、民法上の使用者責任及び消滅時効の成否に限定されていた。</p>
	<p>本件処分が国家賠償法上違法な行為にあたらないことは原告の稼働能力を判断した医師の診断書等を踏まえれば明らかである。</p>
	<p>争点は原告の請求する金額が妥当か否かに限定されている。(⇒原告の請求は、一般的な損害賠償の算定基準に照らして過大である(本市の提示額が算定基準にしたがっている?)ことは明らか。)</p>
3	<p>相手方の主張が法令や本市の制度への不満が主訴であるなど法的主張になじまない。</p>
	<p>調停が成立する見込みがない。</p>
	<p>慰謝料を求める調停事件であり、本市はそれに応じられない旨を主張するのみである。</p>
	<p>原告の主張に法的な根拠がないことは明らか。</p>
	<p>敬老優待乗車証制度の合理性の有無に限定されている。</p>
	<p>介護保険料を納付していなかったこと、本市が適法に処分を行ったことは明らか。</p>
4	<p>原告の主張が法的に整理されておらず、裁判で認められる見込みがない。</p>
	<p>原告の主張が明らかではない(法的に整理されていない)</p>
	<p>調停が成立する見込みがない。</p>
	<p>本市の主張が正当であることが争うまでもなく明らかである</p>
	<p>争点は限定されており、かつ、原告の主張の法的根拠は未整理である。</p>
	<p>本市の行為が違法であることについて、具体的な主張・立証を行っていない。</p>
5	<p>相手方が有効な主張、立証を行わなかつたため、法的争点について、本市が積極的に主張、立証する必要がなかつた。</p>
	<p>相手方が取り下げる。</p>

	短期間で終結した(ため争点が限定された)
	原告が争点を拡大せず、反論も最小限しか行わなかった。
	被告が出頭せず、短期間で終了した。
	訴えの取下げ擬制により早期に訴訟が終了した。
	主たる争点は、原告側の立証責任に係るものであり、本市が立証する必要性はない。
	和解により早期に終結した。
	途中から和解協議に移行した。
	主たる争点である虐待の有無に関する主張を本市が具体的に行う前に原告により取下げがなされた。
	調停期日は1回で終了し、複雑な事案ではなかった。
6	参考とすべき裁判例、逐条解説などが十分にあり、これらに照らして本市の主張が認められる可能性が高い。(類型的な主張をすれば足りる。)
	裁判例が蓄積されている。
	学校におけるクラブ活動中の安全配慮義務違反の有無について複数の判例がある。
7	相手方からは複数の争点が提示されているが、実質的に主張・立証すべき争点は限定されており、事件としては単純であり、その主張、立証は容易である。
	建築基準法の改正経過や条文の解釈は付隨的である。
	主たる争点は都市整備局内規の同意基準委該当するか否かに限定される。
8	法律相談などで本市に有利な意見がある。
	争点は限定されており、事前のリーガルサポート制度における法律相談において整理されていた。
9	訴え提起前の和解申立事件であり、事案・争点に争いがない。
10	本市ではなく、専ら相被告、補助参加人等において主張・立証する事案である。
	国の利害関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき国に対し訴訟の実施を求めることが見込まれる。
11	その他

ウ 有利となる証拠:訴訟において本市の主張を裏付けるために有利となる証拠がどの程度あるか

考慮すべき事項

証拠・人証が存在しているか。

証拠・人証が有利か否か

直接的証拠か間接的証拠か。

既存の証拠か新たに作成する証拠か（他都市への照会による調査結果報告書、学識経験者の意見書、関係者の陳述書など）

※Aア（事案・争点の複雑度）、Aイ（法的争点の難易度）が低ければ立証が容易となり、
高ければ立証が困難となるため、Aア、イと一定の相関関係がある。

0点(不要)

書証は提出しなかった。

調停事件であり、証拠を提出しなかった。

控訴審において新たな証拠の提出は不要であった。

控訴審において新たな証拠を提出したが、判決については第一審において提出した証拠に基づき判断された。

和解により早期に事件が終了した。

被告が出頭せず、短期間で終了した。

原告による訴えの取下げにより1回の期日で終了した。

被告が争うことなく、第一回の期日で結審した。

訴えの取下げ撹制により早期に訴訟が終了した。

法律の解釈が争点であり、証拠を提出する必要がない。

法律の解釈を争う案件であり、証拠を提出することは見込まれない。【国有地に設置した小屋への住民登録】

慰謝料を求める調停事件であり、本市はそれに応じられない旨を主張するのみである。【区役所の窓口対応】

調停事件であり、証拠を提出する見込み(予定)がない。

原審において、既に必要な証拠は提出済みであり、新たな証拠の提出は見込まれない。

原審において、靈園の管理に関する資料や写真等を既に提出している。【墓地損傷に係る慰謝料等請求】
第1審及び控訴審において提出した証拠のほかに、新たな証拠を提出する予定はない。
控訴審において新たな証拠を提出したが、判決については第一審において提出した証拠に基づき判断された。
関連訴訟等で提出した証拠を流用することができるため、新たな証拠を提出する必要がない。
証拠は先行訴訟において提出している。
関連訴訟で提出する証拠と共通している。
本件処分が国家賠償法上違法な行為にあたらないことは先行事件において提出した証拠で立証できる。 【保護申請却下処分】
必要な証拠については、異議申立において既に提出している。【執行文付与等請求】
訴え提起前の和解申立事件であり、証拠の提出が不要。
相手方の主張に法的な根拠がないことは明らかであるので、本市が証拠を用いて主張を行う必要がない、または、ごく簡単な証拠の提出で足りる。
原告の主張に法的な根拠がないことは明らかであるので、本市が証拠を用いて主張を行う必要がない。
原告の主張に合理性がないことが明らかであった。【本市職員による嫌がらせに係る損害賠償請求】
敬老優待乗車証制度の合理性のみが問題となっている。
本市に相被告の従業員に対する使用者責任がないことは明らかであり、有利となる証拠は不要である。 【駐輪場における指定管理者の従業員による不法行為】
相手方の行為が条例上の迷惑行為等に該当することは明白である。【市営住宅の明渡】
募集要項より使用許可を延長できないことは明らかである。【区役所庁舎使用許可延長請求】
相手方が有効な主張、立証を行わなかったため、法的争点について、証拠を用いて主張を行う必要がない、または、ごく簡単な証拠の提出で足りる。
本市の行為が違法であることについて原告が具体的な主張・立証を行っていない。
本件の主な争点である原告への虐待の有無に関する主張を本市が具体的に行う前に原告により取下げがなされた。【児童虐待に係る施設入所処分】

	<p>争点は限定されており、専門性・争点の難易度も低いため、ごく簡単な証拠の提出で足りる。</p>
	<p>保全の必要性があることは明らかである。【不動産処分・占有移転禁止仮処分】</p>
	<p>債権者の権利を保全する必要性の有無については、債権者が立証すべきものであり、本市は反証を提出する予定もない【氏名公表禁止仮処分】</p>
1点(十分にある)	
	<p>主たる争点について、十分に本市に有利な心証を形成しうるだけの証拠がある。</p>
	<p>原告との交渉録や代執行令書等、代執行令を通知するに至るまで適法に手続を行ったことを示す証拠があった。【公園の不法占拠】</p>
	<p>特別顧問らに附属機関性が認められた点について反論を行う必要があるところ、証拠として有識者の意見書などがある。【アンケート】</p>
	<p>本件土地と本市道路が接しないことを示す土地所在図がある。【土地境界】</p>
	<p>被告が本件詐取行為を認めた念書や始末書があり、一部の詐取行為については刑事事件で有罪となっている。【職員による出産育児一時金の詐取】</p>
	<p>占有を開始した時点における土地の状況を示す証拠等がある。【土地の取得時効】</p>
	<p>証拠として区役所の窓口運用の実例が十分にある。【印鑑登録・住基カード】</p>
	<p>車両交通事故における原告車両の財産的評価については複数の裁判例がある。</p>
	<p>本市が行った原告の扶養手当に係る扶養親族の減員の判断が適法であったことを立証するため、本市の扶養手当の支給要件等を定めた条例・規則や原告から提出された資料を提出する予定【職員の扶養手当】</p>
	<p>本市が行った原告の扶養手当に係る扶養親族の減員の判断が適法であったことを立証するため、本市の扶養手当の支給要件等を定めた条例・規則や原告から提出された資料を提出した【職員の扶養手当】</p>
	<p>原告が本件センターでの業務を行うことが可能であったことを示す元同僚の証言や原告の症状を示す診断書等、本市が分限免職処分を行ったことが裁量権の濫用・逸脱ではないことを示す資料が十分にある。</p>
	<p>本件処分が適法であることを立証するため、生活保護法や同法に係る処理基準や申請時に原告から提出された書類を提出する予定である。【生活保護法に基づく保護開始申請の却下処分】</p>
	<p>原告から提出を受けた診断書や病気休職の期間を通算する根拠となる要綱等がある。【分限免職処分】</p>
	<p>原告が介護保険料を納付していなかった事実及び本市が適法に業務を行っていたことを示す書類や送付物等がある。【滞納介護保険料に係る差押え】</p>
	<p>不動産登記簿や図面、現場写真等必要な証拠がある。【土地の取得時効】</p>

本件不許可処分に至った経過を立証できる証拠が十分ある。【本庁舎使用不許可処分】

職場の上司の行為の具体的な対象を示す証拠として、当時の現場状況の再現報告書、現場に居合わせた本市職員からのヒアリング記録、原告に対する傷害容疑について嫌疑不十分とする不起訴処分告知書等がある。【パワハラに係る損害賠償請求】

生活保護手帳等、証拠は十分にあった。【生活保護における障害者加算】

控訴人が主張する事実関係について反証となる証拠がある。【分限免職処分】

原告とのやり取りの経過を示す資料等は十分にある。【道路廃止等請求】

有識者の意見書等、有利となる証拠がある。【固定資産税賦課処分】

新たな主張に対し重大な損害がないことを十分に推認させる証拠も有する。【建築確認処分執行停止の抗告】

本市職員の行為に関する記録が十分にある。【行政指導を怠っていることによる損害賠償請求】

本件決定及び本市が行った滞納処分が適法であることを示す証拠として、本件決定時に原告から提出された書類等がある。【個人税の特別徴収に係る賦課決定等】

本件については、類似の裁判例も存在している。

本市が測量し、作成した道路区域明示図により本件土地及び本件市道の境界線を示すことができる。【土地境界】

控訴審における新たな主張である控訴人の異動先への通勤に係る主張について、反証が十分にあった。【分限免職処分】

本市の要綱や財団法人からの経営状況報告書など、本市と財団法人との関係を整理するうえで有利となる証拠がある。【関連の財団法人職員によるパワハラ等に係る損害賠償請求】

係争地が本件土地（市有地）内に存しないことを明らかにする証拠として、村図や受益者負担図がある。【土地の時効取得】

処分を行った経過や開発区域の設定に係る証拠はある。【建築確認処分】

本件は調停に付すべきものであることを裁判所に上申するにあたり、原告との交渉録や本市の工事見積書など証拠は十分にある。【土地境界】

証拠として、騒音調査記録や騒音・振動規制マニュアル等があった。【工事による騒音に係る慰謝料請求等】

争点については本件土地の占有を開始した時点における本件土地の状況を示す証拠等がある【土地の時効取得】

被告の賃料等の不払い及び不法占拠の事実を立証できる証拠は十分にある。【賃料滞納に係る土地明け渡し】

本件措置に至った証拠として、原告による原告の母への虐待の事実を記載した記録があった。【高齢者虐待防止法に基づく施設入所措置】

虐待があった旨の通報の記録、立入調査時における原告とのやり取りの記録文書や入居者に対する虐待を証明する別件訴訟における証拠などがあった。【高齢者虐待防止法に基づく施設入所措置】

事案発生当時に児童に聴き取りを行なったメモ及び事案発生当時の状況を示す写真がある。【教諭によるのぞき】

他の政令指定都市における不発弾処理に係る費用負担の回答資料等の証拠があった。

本市が本件保育施設に対して立入検査を行った際の記録や、国が技術的助言として定める認可外保育施設に対する指導監督基準を本市に有利な証拠として提出できる。【認可外保育所における事故】

本件に至るまでの経過及び原告とのやり取りの記録並びに保護制度に関する資料が十分にある。【生活保護法に基づく調査】

訴外法人と取引関係にあった会社の役員に訴外人及び原告らが就任していたことを示す資料等、原告らに対する請求が信義則違反ではないことを示す証拠がある。【相続人の連帯保証債務】

本件処分と同様の事例について、他都市への照会を行った結果等を証拠として提出する予定である。【停職処分】

道路法の解釈に関する資料等は十分にあった【道路廃止処分請求】

争点・事実関係で類似する先行事件、同種事件等で本市の主張が認められており、その証拠を提出することができる。

別訴で提出したものと同じものを提出することで足りる。

既に本案で提出している証拠がある。【建築確認処分執行停止】

先行訴訟の資料、現在行っている墓園の管理に関する資料や写真等があった。【墓地損傷に係る慰謝料等請求】

被告の訴外生徒への暴行行為が違法なものであったことは前訴の判決や刑事事件の判決を提出すれば明らかである。【体罰に係る教諭への求償】

既に本案で提出している証拠があるうえ、重大な損害がないことを十分に推認させる証拠も有する。【建築確認処分執行停止】

先行する同様の事件等において提出した証拠等、本件調査が合憲であり、本件処分も適法であることを立証できる証拠は十分にある。【入れ墨調査】

先行訴訟の判決等、本市に有利な証拠が十分にある。【音楽ライブの差止】

2点(ある)

主たる争点について、本市に有利な証拠があるが、証拠の証明力が不十分である、本市に不利な証拠が存在する、一部の争点について証拠が存在しないなど、本市に不利な状況がある。

当時の資料や環境基準、交渉の経過を整理した議事録がある。【土壤汚染】

本件事故の記録や報告書等の資料がある。【幼稚園における事故】

契約数量は概算である旨規定する契約書が存する。【廃棄物の収集運搬業務委託契約】

違法性がないことを基礎づける証拠として、收支報告書、領収書及び政務活動費の手引き等がある。

経緯に照らして不許可処分が適法に行われたことを示すための証拠として、本市において作成した原告との打合せ記録等が一部存在した。【行政財産使用許可処分】

本件処分を行った経過に係る証拠はある。【建築確認処分取消】

本市に所有権があることを立証できる登記簿等、有利となる証拠はあった。【土地の通行権】

主たる争点は契約書の解釈に関わるものであるところ、仕様書や業務に係る指示書はある。【産業廃棄物の収集等の業務委託契約】

地活協からカラオケ事業や保険料の支払いについて聞き取りをした報告書があった。【補助金返還請求】

被告本人が本市に対して被担保債権が既に消滅した旨を回答した書面及び訴外滞納者等からの聞き取りメモがある【配当意義】

申立人に対し行った監査や聞き取りの結果や本件処分の基礎となった点数表等がある。【介護保険法に基づく事業者の指定取消】

民泊提供行為について国からの通知等がある。

墓地埋葬法の運用に関する技術的助言等がある。【納骨堂経営許可処分】

本件条例の適法性を示す書証として、本件条例を制定する際に本市の審議会から提出を受けた答申書がある。【ヘイトスピーチ】

有利となる証拠として、本件保護工の施工上の瑕疵及び具体的な損害の発生を補足する専門家の意見書等の証拠がある。【橋脚の保護構造物の工事請負契約】

高規格堤防及び公園施設の整備を早急に行わなくてはならないことを示す書類が不足しているものの、不法占拠の経過、債務者の本件建物及び増改築部分の使用状況並びに高規格堤防及び公園施設の整備の必要性について現況写真及び事業計画書等の証拠がある。【不法占拠に係る断行の仮処分】

本件階段の手すりの設置については本市に瑕疵がないことを裏付ける資料は不足していたが、本件階段に行った工事手法が一般的に用いられる手法であること等、工事手法の妥当性を裏付ける資料や測定結果はあった。【指定住宅の階段における事故】

原告の請求する金額が過大であることを示すため、一般的な損害賠償の算定基準が掲載された書籍を証拠として提出する予定である。【クラブ活動における事故】

一般的な損害賠償の算定基準が掲載された書籍により、原告の主張する損害額が過大であることが示されていた【クラブ活動による事故】

先行訴訟において提出した各証拠を流用できたほか、先行訴訟の控訴審の判決を踏まえた検討経過を記した書類があった。【学校施設の使用不許可処分】

3点(あまりない)

主たる争点について、本市に有利な証拠がわずかしかなく、本市に不利な証拠が存在する、一部の争点について証拠が存在しないなど、本市に相当不利な状況がある。

本件の事情に即した参考文献等がない。【固定資産税の課税台帳の「所有者」】

契約書等の本市と原告との権利関係を示す書類が存在しない。【市有地である私立保育所用地の使用貸借】

事故欠勤の有無に係る証拠として、特定の期間について人事管理に係るシステム上の記録は残っているものの、ある期間について、本人の申出により事故欠勤扱いとしたことを示す記録が残っていない。

本市側作成の事故発生現場の図面がある程度である。事故発生時の顧問教諭も、当時の事情聴取時には実情とは異なる本市に不利な供述をしている他、当時の部員への事情聴取の可能性やその結果も不透明であることから、主たる争点は限定されているとはいえ、有利となる証拠に乏しい。【クラブ活動中の事故】

本件いじめ当時の状況を記した校長や担当教諭のメモ等が存在するが、安全配慮義務を果たしていたことを立証する証拠は不十分

使用貸借契約が終了した経緯については、契約書及び両者のやりとりの議事録を証拠として提出することはできるが、過去に本市が被告に対して本件土地の使用をどの程度まで認めてきたかについて明確に示す書類はない。【博物館敷地の使用貸借契約】

基本合意締結前後の交渉経緯について証拠を提出する必要があるが、交渉記録等が残っていない。【区役所敷地と区役所建物の賃貸借契約】

医学的機序については文献があったものの、顧問による指導が合理的範囲内であることを裏付ける資料はなかった。【クラブ活動の顧問の指導に係る損害賠償請求】

4点

**B 時間及び労力:訴訟において本市の主張を行うために、法的な専門知識その他特殊な知識
(総論的な事項に留まるものでないないもの)を必要とするか**

ア 事案の専門性

考慮すべき事項

弁護士の一般的知識に加え、訴訟遂行のためにどの程度新たな知識の習得が必要か。

当該訴訟を遂行するにあたってどの程度資料収集を行う必要があるか。

※(上記2点について業務量・困難度などを考慮)。

本市独自の事業・施策に係るものか、他都市にも類似事例があるのか。

特殊な行政領域に係る根拠法令の知識が必要か。

増要素

1 特殊な法令、本市独自の条例・制度等の知識が必要。

介護保険法について実務も含めた知識が必要。

介護保険法及び行政代執行法の知識が必要。

地方自治体が交付する補助金の性質が争点となる訴訟である。

道路占用許可の法的性質が争点となる。

都市公園法及び行政代執行に係る知識が必要。

民泊提供行為に係る先行事例があまりない。

地方税法上の専門知識が必要とされる。

住民訴訟であり、専門性が要求される。

土地区画整理事業に係る専門的知識が要求される。

公法上の債権に係る支払申立の可否に関する文献等があまりないなかで主張する必要があった。

配置転換や分限免職等、地方公務員の身分関係に係る一定の専門知識・経験が必要であった。

傷病に係る知識が必要である。

都市計画法や建築基準法に関する知識が必要。

墓地埋葬法等の特殊な法令の知識が必要となる。

都市計画道路の整備区域に所在する市有地に対する不法占有に係る事案である。

道路の取得時効に關わる

児童福祉法に基づく一時保護処分に関する事案であり、虐待の有無に関する点を争点とした事案である。

固定資産税に係る杭の評価方法に関するもので専門性が認められる。

本市の情報公開に係る制度についての知識が必要である。

道路占用許可の法的性質が争点となる。

主として労使関係条例の違憲性・違法性を争う訴訟であり、労働法をはじめとする各法令の専門的知識が必要になる。

執行文の付与を求める訴訟であり、専門性を有する。

破産法に基づく否認決定に対する異議請求事件であるとともに、破産法と生活保護法の関係についても検討する必要がある(2点)

2 本市の実務上の取扱いに係る知識が必要。

介護保険法について実務も含めた知識が必要。

配置転換や分限免職等、地方公務員の身分關係に係る一定の専門知識・経験が必要であった。

本市における病気休暇、病気休職及び分限免職に係る知識が必要である。

児童福祉法に基づく一時保護処分に関する事案であり、虐待の有無に関する点を争点とした事案である。

3 医学的知識、土木・建築工事に係る知識など専門的な知識が必要

公営住宅法・住宅の工事の手法に関する知識が必要

土壤汚染に係る専門性の高い事案である。

高架橋の耐震補強工事を行う必要性を争点とする専門的かつ技術的事案である。

災害廃棄物の処理方法の安全性が争点となっている事案であり、専門的な知識を要した。

契約書の解釈が争点であるところ、契約の内容が廃棄物の処理に係るものである。

	橋脚保護工という工事の瑕疵を理由とする損害賠償請求であり、土木工事等の専門的知識を要する。
4 土地の登記、不動産の取引など特殊な手続に係る知識が必要	<p>70年以上前の土地の履歴や利用状況を推測する必要がある。</p> <p>土地の境界確定に係る事案である。</p>
5 関係者が未成年者であるなど、主張・立証及びその準備において特段の配慮を要する。	<p>学校のいじめ事案という配慮をする案件である</p> <p>社会的注目度が高い。</p> <p>国の利害関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき国に対し訴訟の実施を求めるにより、国との調整が必要となると見込まれる。</p>
6 その他	<p>断行の仮処分の申立を行うもの</p> <p>執行停止申立事件である。</p>
減要素	<p>一般的かつ類型的な事件であり、特段の専門的知識を要しない。</p> <p>一般的な賃貸借契約に関する事件である</p> <p>単純な損害賠償請求事件である。</p> <p>不動産管理に係る一般的知識で対応可能</p> <p>同一当事者の訴訟等が先行している。</p> <p>民法の一般的知識で対応可能</p> <p>必要な専門性は、過去の図面や旧土地台帳の記載事項を読み解く専門的知識に限定される。</p>

	争点が限定的である
	不当利得返還請求に係る事件である
	慰謝料を求める調停事件である。
	損害のみに争いのある一般的な交通事故案件である。
	民法に基づく使用貸借の有無についての事案である。
	損害賠償に係る知識に限定された。
	争点自体に専門的知識を要するものではない。
	一般的な不当利得返還請求事件である。
	法的な争点が重大な損害の有無に限られている。【執行停止】
	一般的な行政財産目的外使用許可に関するものである。
	必要な知識は損害賠償に係る知識のみである
	不動産管理及び仮処分に係る一般的な知識で対応できる。
	一般的な損害賠償請求事件であり、専門的な事項を含む事案ではないため。
	土地の境界に係る一般的な事案である。
	契約関係に係る一般的な民事訴訟である。
2	争点、事実関係が単純であり、本市に不利な事情も認められず、主張に当つて特段の知識の習得等は不要
	必要となる扶養手当の支給要件に係る知識については条例規則をみれば明らか。
	本件処分が適法であることは、生活保護法や同法に係る処理基準に照らせば明らかである。
	争点は処分の適法性(特に、原告が稼働能力を活用していたかについての処分行政の判断の適法性)に限定される。
	境界確定に関する事案であるが争点が限定されている。

介護保険料に係る滞納処分の違法性が争われている行政事件であるが争点は限定されている。

争点は限定されており、専門性を要しない。

原告の請求する金額が妥当か否かに限定される。【学校事故による障害に係る損害賠償請求】

法的な争点は限られている。

募集要項より使用許可を延長できないことは明らかであることから事案の専門性は0点

主たる争点は、被告らに本件土地の通行権があるか否かという点に限られる。

本市職員の行為を理由とする損害賠償請求であり、専門的知識を要しない。

クラブ活動中の安全配慮義務違反の有無であり、専門性に乏しい。

争点は都市整備局内規の同意基準に該当するか否かに限定される。

生活保護に関する事件であるが、争点は限定される。

本市に民法上の使用者責任が存しないこと及び消滅時効の成立を主張するにあたり、特段の専門性は不要であった。

争点は道路の廃止を行うことができるかどうかに限定された。

3 民事訴訟法、民事執行法等の一般的な知識で対応できる。

仮差押命令申立に係る一般的な知識で対応できる。

付調停手続きが必要である。

執行文付与申立事件である。

仮差押命令申立に係る知識が必要である。

差止請求の保全処分に関する事案である。

4 同種の先行事件、原審などを同一代理人が受任している。

先行事件において事実関係や争点が既に整理されている

	原審において争点が整理されていた。
	先行して処理を依頼した調停事件において既に整理されている。
	第一審において事実関係及び争点の整理が行われている。
	第一審において事実関係及び争点の整理が行われている。
	先行事件において既に事実関係がおおむね整理されている。
	先行訴訟において論点の一部について判断が示されていた。
	原審と同内容であった。
	控訴審における事実関係を整理するにあたり、専門性は必要なかった。
	先行する事件において既に整理されていた。
5	裁判例等が十分に蓄積されており、一定の類型化がなされている。(主張にあたって、裁判例等の詳細な分析は不要。)
	多数の裁判例が蓄積されている分野である。
	争点である地方自治体が交付する補助金の性質については多数の裁判例が蓄積されている。
6	原告の主張が法的に整理されておらず、裁判で認められる見込みがないため、本市が積極的に主張、立証すべき法的争点が存在しない。
	原告の主張に法的な根拠がないことは明らか。
7	相手方が有効な主張、立証を行わなかつたため、法的争点について、本市が積極的に主張、立証する必要がなかつた。
	被告が出頭せず、短期間で終了したため、争点が形成されず、専門性を要しなかつた。
	訴えの取下げ擬制により早期に訴訟が終了した。
	本市の行為が違法であることについて、具体的な主張・立証を行っていない。
	和解により早期に終結した。
	虐待の有無に関する主張を本市が具体的に行う前に原告により取下げがなされた。

	調停期日は1回で終了し、専門的知識を要する事案ではなかった。
8	訴え提起前の和解申立事件であり、事案・争点に争いがない。
9	本市ではなく、専ら相被告、補助参加人等において主張・立証する事案である。
	国において整理された内容に沿った主張・立証をすることが見込まれる。
10	その他

イ 書面作成等に要する労力の見込み：書面の検討や作成、期日対応その他訴訟を遂行する上で必要となる労力がどの程度であるか

考慮すべき事項

事実関係の主張がどの程度必要か(Aアと関連性アリ)

法的主張がどの程度必要か(Aイと関連性アリ)

参考になる事例がどの程度あるか。

相手方の主張・立証の程度(反論を要するものか、多くの論点を提示してくるか)

訴訟外での相手方との交渉等にどの程度労力が必要か

※Aア(事案・争点の複雑度)、Aイ(法的争点の難易度)が低ければ主張のため労力も少くなり、逆に複雑度、難易度が高ければ労力もかかるため、Aア、イと一定の相関関係がある。

※Aウの有利となる証拠の有無については、直接影響しない。(証拠が十分にあれば簡単な書面で足りるが、逆にまったく有利な証拠がない場合でも主張のしようがないため、書類作成の労力がかからないこともあります。)、有利な証拠を探索するための労力については、Aウで評価する。

【参考】

弁論期日 回 弁論準備期日 回 書面 通 書証 通(うち陳述書 通)

増要素

1 複数の争点について主張、立証するための労力を要する。

短期間のうちに不正の事実を認定した経過や介護保険法の趣旨を整理して主張・立証する必要がある。

争点が限定的でなく、相当程度の書面通数が見込まれる

事実関係だけでなく、法解釈についても主張・立証することを要する。

法令に係る主張をする必要がある。

建物の退去及び土地の明け渡しを求める必要性及び緊急性について具体的な主張立証を行う必要がある。

朝鮮学園に関する歴史的な経緯や補助金の不交付決定の法的性質等に関する主張を行うこととなる。

事実関係の整理等に労力を要した。

都市計画法や建築基準法に関する知識、過去の裁判例及び審査請求の経過等を踏まえたうえで準備書面等を作成する必要がある。

裁量権の逸脱濫用がなかったことを整理し、主張・立証を行う必要がある。

原告適格を有しないこと、納骨堂の経営許可に係る審査基準が適法であること及び本件処分が審査基準を満たすことを主張する必要がある。

道路法の解釈から主張する必要がある。

執行文付与及び明渡しの請求の合理性を主張する必要がある。

1-2	法的争点が複雑であるため、詳細に主張、立証するための労力を要する。
	地方税法における非課税事由に関する条文の解釈について、具体的に主張・立証する必要がある。
	短期間のうちに不正の事実を認定した経過や介護保険法の趣旨を整理して主張・立証する必要がある。
	道路法の解釈から主張する必要がある。
	市民税の賦課徴収等に関する制度について、関係法令の定めを具体的に主張する必要が合る。
	法的な争点、本件契約の解釈、事実経過等を整理して主張する必要がある。
1-3	専門的・技術的事項に係る事項を主張するために、複数回にわたり、書面や証拠を提出した。
	専門的知識を整理したうえで主張、立証が必要。
1-4	争点・論点が関連しており、争点全体として整合性のある主張を行うため複数回にわたり、主張を行う必要があった。
1-5	争点となっていない本市の他制度等と整合性のある主張を行うにあたり、他制度の調査結果等をもとに主張を行うため、複数回にわたり、書面や証拠を提出した。
1-6	関連判例、逐条解説、専門書などの膨大な資料をもとに主張するため、複数回にわたり、書面、証拠を提出した。
	都市計画法や建築基準法に関する知識、過去の裁判例及び審査請求の経過等を踏まえたうえで準備書面等を作成する必要がある。
1-7	複数の処分についてそれぞれの適法性を主張する必要がある。
	処分ごとに事実経過や判断経過を整理し、介護保険法等の趣旨に照らして適法である旨を主張、立証する書面を作成し、証拠を整理する必要があるところ、整理が必要な事項は多岐に及ぶ。
1-8	本市独自の制度、条例に係る訴訟であり、独自の主張を構築するための調査、分析などの結果をもとに主張するため、複数回にわたり、書面、証拠を提出した。
	本市独自の条例に係る訴訟であり先例がない。
1-9	参考とすべき裁判例や逐条解説がない、または乏しい分野が争点となっているため、複数回にわたり書面、証拠を提出した。
1-10	参考とすべき裁判例、逐条解説などはあるが、必ずしも本市に有利なものではないため、説得的な主張のため、複数回にわたり書面、証拠を提出した。
1-11	争点に関する直接的な資料がないため、制度趣旨などの周辺事情から説得的な主張を構築するための調査、検討を行い、その結果に基づき、複数回にわたり書面、証拠を提出した。
2	事実関係を整理し、書面化するために労力を要する。

事実経過を詳述することを要した。
事実関係を整理し、時効についても反論する必要がある。
土地の権利関係及び仮換地指定の経緯について事実関係を整理して主張する必要がある。
建物の退去及び土地の明け渡しを求める必要性及び緊急性について具体的な主張立証を行う必要がある。
経緯の整理のために労力を要した。
安全配慮義務を尽くしたかについて、事故の発生経緯等の事実関係を詳述する必要がある。
調停であるが、事実経過や生活保護に関する制度、法的根拠について整理のうえ主張することが想定される。
事実関係の整理等に労力を要した。
都市計画法や建築基準法に関する知識、過去の裁判例及び審査請求の経過等を踏まえたうえで準備書面等を作成する必要がある。
裁量権の逸脱濫用がなかったことを整理し、主張・立証を行う必要がある。
不許可処分にいたった経過等を整理した書面の準備を要した。
事実関係を整理して主張する必要がある。
土地等に係るこれまでの事実経過の詳細を整理し主張する必要がある。
土地及び建物に係るこれまでの占有関係を整理して主張する必要がある。
業務に係る指示内容等を整理し、契約書の解釈に係る本市の主張を行う必要がある。
事案の整理や和解等の交渉に労力を要し、事案も長期化すると見込まれる。
争点は限られていたが、被告ら(4名)各々について土地の通行権がないことやこれまでの経過を整理して主張する必要があった。
基本合意締結前後の長期に涉る交渉経緯について事実関係を整理する必要がある。
本市が考える境界線を主張する必要があるほか、和解による解決を見据えて、和解協議等の訴訟対応が見込まれる。
法的な争点、本件契約の解釈、事実経過等を整理して主張する必要がある。

	<p>処分ごとに事実経過や判断経過を整理し、介護保険法等の趣旨に照らして適法である旨を主張、立証する書面を作成し、証拠を整理する必要があるところ、整理が必要な事項は多岐に及ぶ。</p>
	<p>交渉経過等を整理したうえで、裁判所に付調停の上申書を提出する必要がある。</p>
2-2	<p>紛争の当事者や関係者が複数であるため、事実関係の整理に労力を有する。</p>
	<p>争点は限られていたが、被告ら(4名)各々について土地の通行権がないことやこれまでの経過を整理して主張する必要があった。</p>
2-3	<p>関係資料が膨大であるため、資料の整理に膨大な労力を要する。</p>
2-4	<p>関係者が多数に上るため、ヒアリングに膨大な労力を要する。</p>
2-5	<p>長期間にわたる事実経過又はかなりの時間が経過している事実について調査、整理に労力を要する。</p>
	<p>経過を整理する必要がある。</p>
	<p>事実関係を整理し、時効についても反論する必要がある。</p>
	<p>土地の権利関係及び仮換地指定の経緯について事実関係を整理して主張する必要がある。</p>
	<p>土地・建物に係る事実関係を遡って整理して主張する必要がある。</p>
	<p>土地等に係るこれまでの事実経過の詳細を整理し主張する必要がある。</p>
	<p>土地及び建物に係るこれまでの占有関係を整理して主張する必要がある。</p>
	<p>基本合意締結前後の長期に涉る交渉経緯について事実関係を整理する必要がある。</p>
2-6	<p>細かい時系列を整理する必要があるなど、上記以外の理由で事実関係が輻輳しているため、書面化のために相当の労力を要する。</p>
2-7	<p>事実関係や証拠が本市にとって有利なものと不利なものが混在するため、本市にとって有利となるように全体を整理し、事実関係のあてはめなどについて整理し、説得的な主張となるよう検討化するための労力を要する。</p>
	<p>本市側が作成した本市に不利な書面の内容を覆す主張の検討を要する。</p>
2-8	<p>社会的影響や制度の歴史的経過など係争の背景について整理し、検討するための労力を要する。</p>
	<p>歴史的経緯や補助金の不交付決定の成立等に関する主張を行うこととなる。</p>
	<p>朝鮮学園に関する歴史的な経緯や補助金の不交付決定の法的性質等に関する主張を行うこととなる。</p>

	2-9	相被告、補助参加人等の主張などにあわせて、整合性のある主張を行う必要がある。
		国に実施請求を行う必要がある。
	2-10	関連事案で本市の主張が認められず、確定したことなどにより、本市の従前の主張と相いれない主張をする必要がある。
		被告の負担割合が5割であることを立証するためには事案の経過を詳細に主張する必要がある。
3		敗訴事件(同種事案での敗訴を含む。)について、上訴審、本案の審理などにおいて、裁判所の判断を覆すためにこれまでの争点について主張を再構築するとともに、新たな争点についても主張・立証を行う必要がある。
		一審判決で示された付属機関性の解釈について、本市の主張を具体的に述べる必要がある。
		高裁判決における国家賠償法上の各争点について、上告理由及び上告受理理由に即してその不当性を主張する必要がある。
		施工上の瑕疵について不法行為責任が認められないとする第一審判決の不当性を主張する必要がある。
		原審の判断における不合理な点及びその理由を本市の主張として構成する必要がある。
		第2審の判決の判示について、不合理な点を指摘したうえで、改めて組織共用文書の範囲についてあるべき法的解釈を主張する上告理由書を作成する必要がある。
		第一審の判断における不合理な点及びその理由を具体的に適示し、整理する必要がある。
		労使間条例の制定にまつわる経過や先行訴訟の控訴審の判決を踏まえた検討経過等を整理したうえで、労使間条例の合憲性・適法性を主張し、本件処分の適法性や教育長等の過失の不存在を主張する必要があった。
		先行する否認決定事件における判決について本市の主張が認められておらず、別の観点から主張内容を検討する必要がある。
		控訴・上告事件において、原審敗訴判決を覆す新たな主張を行う必要がある。
		即時抗告理由書において、地裁による執行停止の決定における判断を覆すような主張・立証をする必要がある。
4		原審における主張、証拠関係などを改めて整理し、詳細な書面を提出する必要がある。【控訴審など】
		道路振動が受容限度を超えないことなど(1審で整理された事項について)を改めて主張する必要がある。
		第1審の判決で示された論点について、第二審において改めて具体的に主張する必要がある。
		第一審における主張を改めて整理して主張する必要がある。
		改めて訴訟において具体的に主張・立証する必要がある。

	<p>控訴審において道路振動が受忍限度を超えること等について改めて主張する必要がある。</p>
	<p>代執行に係る事実経過について再度反論を行う必要が見込まれる。</p>
	<p>控訴審について、本市における生活保護行政の運用について再度反論を行うことが見込まれる。</p>
	<p>控訴人が主張する事実関係について改めて整理し反論する必要がある。</p>
	<p>控訴審において、代執行に至る事実経過等について再度反論を行う必要があった。</p>
	<p>控訴審において被控訴人に建物収去の義務が存することを改めて主張する必要があった。</p>
	<p>控訴審において道路振動が受忍限度を超えないこと等について改めて主張する必要がある。</p>
	<p>控訴審において入学決定が校長の裁量の範囲内であること等について改めて反論することを要した。</p>
5	<p>新たな論点があるため、より詳細に主張・立証する必要がある【控訴審・同種の先行事件がある場合】</p>
	<p>第二審において提示された新たな争点に関する主張を行う必要がある。</p>
	<p>区役所の窓口運用に関し、追加で主張する必要がある。</p>
	<p>控訴審において区役所の窓口運用に関し追加で主張を行う必要があった。</p>
6	<p>新たな論点や事実関係について、先行事件との整合性に留意しつつ、主張・立証する必要がある【控訴審・同種の先行事件がある場合】</p>
	<p>関係する先行訴訟の内容及び先行訴訟の判決後の事実関係を整理して主張する必要があった。</p>
	<p>控訴審における新たな主張である控訴人への移動先への通勤に係る主張について反論を行った。</p>
7	<p>執行停止、仮の義務付け、仮の差止めなど短期間で法的争点・事実関係を整理する必要がある。</p>
	<p>短期間のうちに不正の事実を認定した経過や介護保険法の趣旨を整理して主張・立証する必要がある。</p>
	<p>執行停止申立であり、迅速に対応する必要がある。</p>
	<p>即時抗告理由書において、地裁による執行停止の決定における判断を覆すような主張・立証をする必要がある。</p>
8	<p>事案が長期化し、相当数の書面、書類を提出する必要があると見込まれる。</p>

		期日が15回に及んだ
		事案の整理や和解等の交渉に労力を要し、事案も長期化すると見込まれる。
		書面を作成する通数も多くなることが想定される。
		結果として14通の準備書面提出、13回の期日を要した。
9		関係者が多数である、相手方が大量に書面・書証を提出するなど、検討すべき裁判上の書面、証拠が膨大である。
		原告が準備書面や書証を膨大に提出することが見込まれ、その内容の確認や整理に労力を要する
10		和解協議、調停などにおける調整に労力を要した。
		和解協議のために労力を要した。
		和解に応じるにあたり、裁判所との調整等が必要であった。
		調停事件であるが、道路の廃止の要件等について主張を行い、これに労力を要した。
		取下げに至る前の和解協議において和解案の検討や裁判官、相手方代理人との協議を要した。
		調停成立に向けた協議を行うことが見込まれる。
		事案の整理や和解等の交渉に労力を要し、事案も長期化すると見込まれる。
		本市が考える境界線を主張する必要があるほか、和解による解決を見据えて、和解協議等の訴訟対応が見込まれる。
11		期日外における相手方との交渉などに労力を要する。
		調停に付された場合、期日外に原告と交渉することが見込まれる。
12		遠隔地での裁判期日等に出頭する必要がある。
		書面を提出することはなかったが、期日対応のために4回茨木簡易裁判所に出頭する必要があった。
13		送達の手続等の期日以外の手続のために労力を要した。
		送達の手続に労力を要した。

	交渉経過等を整理したうえで、裁判所に付調停の上申書を提出する必要がある。
14	期日外の打合せなどに膨大な労力を要する。
15	その他

減要素

1	書面提出が不要であるまたはごく少数で足りる。
	調停事件であったため書面を提出していない。
	調停事件であり、書面作成等を要しない(又は少ない)ことが見込まれる
	訴え提起前の和解申立事件であり、申立書のみで足りる。
	訴状及び付郵便送達に係る上申書2通で足りた。
	提出した書面は答弁書のみであった。
	争点は限定的であり、申立書以外に書面を作成する可能性が低い。
	調停事件であるため、短期間で終結し、作成書面数も少ないことが見込まれる。
	書面は訴状1通のみで足りた
	争点は限定されており、答弁書1通のみで足りた。
	きわめて短期間で終結し、ごく少数の書面で足りた。
	調停事件であるため、短期間で終結し作成書面数も少なかった。
	調停であり、書面作成等を要しないことが見込まれる。
	書面作成を要せず、調停期日も1回で終了した。
	提出した書面は4通のみ
2	争点が限定的であるため、少数の書面で足りる。
	係争地が本件土地内に存しないことを、本件係争地の位置等を示す過去の図面等を整理して主張・立証するものに限られる。
2-1	相手方からは複数の争点が提示されているが、実質的に主張・立証すべき争点は限定されていたため、少数の書面で足りる。
3	争点は限定されており、専門性・争点の難易度も低いため、書面作成等に要する労力の見込みは少ない。

	本件処分が適法であることは、生活保護法や同法に係る処理基準に照らせば明らかである。
	市に使用者責任がないことは明らかであるから、作成書面数も少ないことが見込まれる。
	短期間で終結し、作成書面数は少ないことが想定される。
	原告の主張に理由がないことは明らかであり、その旨を主張するのみで足りた。
	原告の請求する金額が妥当か否かに限定される。【学校事故による障害に係る損害賠償請求】
3-2	参考とすべき裁判例、逐条解説などが十分にあり、これらに照らして類型的な主張をすれば足りる。
3-3	事実関係・法的争点が非常に単純であるため、簡単な書面で足りる。
3-4	先行する示談交渉、審査請求、訴訟手続等において、同一代理人が受任していたため、書面作成に労力がかからない。
3-5	事故態様等の主たる事実関係について争いがなく、過失割合、損害額のみについて主張すれば足りる。【交通事故など一般的基準のある事例】
4	原審、同種の先行事件等において事実関係や事実経過が既に整理されていたため、書面作成に労力がかからない。
	類似事例における本市の主張と判決を参考にできる。
	同一当事者の訴訟等が先行している。
	別訴において主張した内容とおおむね同じ内容を主張することとなる
	先行事件で既に事案が整理されていた。
5	原審、同種の先行事件等において法的争点が既に整理されていたため、書面作成に労力がかからない。
	控訴審において、特段、新たな法的な争点を検討する必要がない。
	第1審において事実関係や争点が既に整理されている
	控訴人の主張が原審と同様であったため、原審判決の判断枠組みをあてはめて主張すれば足りた
	控訴審における争点が限定されていた。
	事実関係もすでに整理されており、法的な争点も限定されている。

	争点は限定的であり、以前に提起された事件と共通している。
	既に一審において整理されている。
	第一審において整理された事実関係及び争点を前提とした書面を提出した。
	先行する本案事件において事案が整理されている。
	事実関係は既に整理されており、争点も限定されている。
	争点は既に整理されており、短期間で終結する見込みが高い。
	控訴審において入学決定が校長の裁量の範囲内であること等について改めて反論することが見込まれる。
	控訴人の主張の内容が原審と同様であり、原審判決の判断枠組みを当てはめて主張を整理すれば十分であった。
	本市の主張は先行する否認決定に対する異議請求事件とほぼ同一である。
	先行事件で事実経過や処分の根拠規定等を整理した書面を提出しているので新たな主張・立証は限定される
6	相手方の主張が法令や本市の制度への不満が主訴であるなど法的主張になじまないため、少数の書面で足りる。
7	原告の主張が法的に整理されておらず、裁判で認められる見込みがないため、簡単な書面を提出すれば足りる。
	相手方の主張が整理されておらず、有効な反論がなされなかった。
	原告の主張に法的な根拠がないことは明らか。
8	相手方が有効な主張、立証を行わなかつたため、積極的に書面を提出する必要がなかつた。
	短期間で終結し、相手方が争点を拡大しなかつた。
	原告が争点を拡大せず反論も最小限しか行わなかつた
	訴えの取下げ擬制により早期に訴訟が終了した。
	政務活動費が目的外の支出にあたらぬことを本市から主張する必要がない
	本市の行為が違法であることについて、具体的な主張・立証を行っていない。

		本件の主たる争点は、原告側に主張・立証責任がある事項である。
		争点は限定的であり、和解により終了した事案である。
		和解協議に移行後、早期に解決した。
		主たる争点である虐待の有無に関する主張を本市が具体的に行う前に原告により取下げがなされた。
		控被控訴人らからは具体的な反論がなされなかった。
9		本市ではなく、専ら相被告、補助参加人等において主張・立証する事案であるため、本市は少数の書面で足りる。
		本市に対する請求の原因は特に限定的である。
		14回の期日があったが大部分が原告と財団法人による原告への不法行為の消滅時効が成立しているかに終始した。
		国において整理された内容に沿って主張・立証をすることが見込まれる。
10		本市から事実関係、法的争点等について整理した資料を提供したため、労力がかからなかった。
11		その他

ウ 尋問の実施に要する労力の見込み：尋問を実施する見込みがある場合に、
尋問の実施に必要となる労力がどの程度であるか

考慮すべき事項

- ・証人尋問の予定があるか
- ・証人尋問を行う場合の人数の多寡
- ・証人尋問を行う場合の争点の多寡

0点(特に少ない)

尋問が実施される見込みはない。尋問が実施されなかった。
尋問は実施されたがもっぱら相手方又裁判所が尋問を行ったなど、本市からはごく簡単な質問をしたのみ。

尋問は実施されなかった。

尋問が実施される見込みがない。

※一審(同種の別訴)で実施済、書証で十分に立証できている、調停事件である。仮処分申立事件である。執行停止申立事件である。先行する同種事件においても実施されていない。

※相手方が具体的な主張・立証を行っていない。相手方の主張に法的な根拠がないことは明らか。

※法的解釈・評価の争いである。

裁判所の要請により原告本人への尋問が実施されたが、本市からは原告の請求の内容を確認する旨の質問を行ったのみである。

1点(少ない)

尋問は実施された(される見込みである)が、尋問すべき事項が限られており、また、証人も少人数である。

尋問の実施が見込まれるが、尋問すべき事項が限られていること、証人の数が少人数となることが見込まれる。

尋問の実施が見込まれるが、尋問すべき事項が限られている。

尋問の実施が見込まれる。

事故発生当時の顧問教諭について尋問の実施も想定されるが、主たる争点が限定されており、尋問事項も絞られる。

尋問事項については、開発区域の設定の前提となるか過去の道路の状況に関する点に限られる。

法令又は審査基準の解釈については尋問の可能性は低いものの、納骨堂の経営許可に係る経過について尋問が想定される。

事実経過の詳細について、本市職員及び相手方の尋問が実施される可能性があるが、尋問事項は限定されている。

少なくとも原告本人への尋問の実施が見込まれる。

2点(普通)

複数人に対して通常の尋問が行われた(行われる見込みである)。

1名の証人の主尋問を行い、3名の証人の反対尋問を行った。
2名の証人の主尋問を行い、原告本人の反対尋問を行った。
原告本人及び職場の上司である本市職員の実施される見込みである。
被告本人に対する尋問のほか、当時の学校関係者に対する尋問を実施することが想定される。
処分に至った経過を立証するために原告代表者や本件処分に関わった本市職員への尋問を実施する見込み
3点(多い) 尋問が行われた証人の数が非常に多い、又は、尋問事項が非常に多岐にわたった。
分限免職処分の妥当性の立証のために、原告の休職期間中に原告と面談した職員や医師、原告本人の尋問を実施する見込みである。
4点 膨大な証人に対して尋問が実施され、かつ、それぞれの証人に対する尋問事項も非常に多岐にわたった。

D 勝訴割合

1.25

本市勝訴の判決であった。

損害賠償の支払を求めていた調停事件において、相互に何らの債権債務関係がないことを確認するという内容で終局的な解決が図られた。

和解により終了しているが、本件建物の退去及び本件土地の明け渡しという目的を早期に達成できた。

本市主張の内容に沿った和解であり、実質勝訴と言える内容で和解した。

1.0

訴えの取下げ擬制により早期に訴訟が終了した。

不調により終了し、本市に不利な結果となっていない。

不許可処分の取消を求めていたところ、取下げで事件が終了したことにより、不許可処分の効力が維持されることになった。

相手方による取下げにより終了したため、本市に不利な結果となっていない。

和解により終了したところ、本市に不利な結果となっていない。

0.75

相手方の主張が概ね認められており、相手方有利の内容の和解ではあるが、本来、使用期限のない使用借権を有する事が認められる可能性が高かったところ、使用貸借期間を30年とし、その後の行使については誠実に協議する旨での和解が成立した。

0.5

システム上、原告自ら事故欠勤を申請した記録が残されている期間に係る給料等に相当する額については、支払を受け、残りの期間に係る給料等に相当する額については支払を受けないととの内容で和解した。

0.25

本市の主張をいずれも排斥し、本市に対し賃料相当損害金等の支払を命じるものであったことから、本市に不利なものであった。

非公開決定の違法性及び本市職員の過失を認める判決内容であり、本市の実質的に敗訴と言える。